

# 報酬委員会の設置及び運営に関する規程

## (総則)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の組織規程第6条（委員会）に定める諮問委員会として設置する報酬委員会の運営等に関する事項を定めることを目的とする。

## (目的)

**第2条** 報酬委員会は、以下の内容について日本協会理事会から諮問を受け、それに答申する。

- (1) 常勤役員および事業遂行責任者の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針
- (2) 常勤役員および事業遂行責任者の個人別の報酬等の内容
- (3) 前2号を決議するために必要な基本方針、規則、ガイドラインおよび手続等の制定、変更、廃止
- (4) その他、常勤役員および事業遂行責任者の報酬等に関して、理事会が必要と認めた事項

## (報酬委員会委員)

**第3条** 報酬委員会の委員は、この規程の定めに従い、理事会が選任する。

## (外部有識者)

**第4条** この規程において、「外部有識者」とは、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 過去4年間に日本協会の役員等若しくは職員であった者又は日本協会が加盟する団体の役員等若しくは職員であった者
  - (2) 前号に掲げる者の4親等以内の親族
  - (3) ラグビーフットボールに関し、日本代表としての国際大会への出場経験など特に高い競技実績を有する者又は指導者として特に高い指導実績を有する者
- 2 この規程において「外部有識者理事」とは、現に日本協会の理事であってその最初の就任時点において前項各号のいずれにも該当しなかった者をいう。

## (報酬委員会の構成)

**第5条** 報酬委員会の委員の員数は7名以内とし、その構成は次の各号の通りとし、女性委員を2名以上含むものとする。

- (1) 日本協会外部有識者理事から4名

- (2) 日本協会監事から 1 名
- (3) 必要に応じその他外部有識者

**(報酬委員会の運営)**

**第 6 条** 報酬委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 報酬委員会は委員長が招集する。
- 3 報酬委員会委員長は、日本協会理事会から諮問を受けたときまたはそれ以外に委員長が必要と判断したとき委員会を招集するものとする。
- 4 報酬委員会の議長は委員長があたる。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事情により委員長が欠席するときは、出席委員の互選によりこれを定める。
- 5 報酬委員会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。
- 6 報酬委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。
- 7 報酬委員会においては、報酬委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意見表示をしたときは、決議があつたものとみなす。
- 8 報酬委員会は、決議を行ったときは、その内容を速やかに理事会に対して答申するものとする。
- 9 報酬委員会委員長は、必要に応じて委員以外の者を報酬委員会に招聘し、説明又は意見を求めることができる。

**(事務局)**

**第 7 条** 報酬委員会の事務局は戦略計画推進室が行う。

**(改廃)**

**第 8 条** 本規程の改廃は、理事会の決議による。

2022 年 6 月 8 日 施行